

# 緊急下校、風水害等の「警報」発令時における児童の安全確保について

## 緊急下校について

**ア 【集団下校】**

登校班を利用して下校、緊急下校時解散場所で解散する。

**イ 【保護者引き取り】**

引き取り登録者が来校し、お子さんの教室で児童を引き取る。



1. 保護者引き取りを行う場合、地区緊急連絡網を使って、各家庭に連絡します。
2. 児童は下校準備し、教室に待機しています。
3. 担任は、保護者を確認してから児童を引き渡します。
4. 保護者の来ない児童については、迎えがあるまで学校で保護しています。

\*かもめクラブ(学童)に通っている児童は、午前11時半まで、学校で保護し、その後かもめクラブまで、教員が引率していきます。

## 風水害等「警報」・大規模地震警戒宣言の発令時における児童の安全確保について

		発令状況	学校の対応	家庭の対応
登校前	暴風警報 大雪警報	横浜地方気象台より 午前7時時点で発令 継続中の場合	<b>休業とします</b> 原則として、連絡網を使って電話連絡は行いません。	・テレビ・ラジオ等により警報発令の情報をキャッチし、児童は登校させないでください。
	その他の警報 注意報		<b>通常通り授業</b> を行います。	・ご家庭(保護者)で判断してください。 参照
	大規模地震	警戒宣言並びに地震予知情報の広報が実施された場合	警戒宣言が解除されるまで、学校は休校です。 学校からの連絡はありません。	・児童は登校させないでください。
在学中	暴風警報 大雪警報	発令開始時	警報発令をもって下校とします。集団下校を使って下校する場合があります。但し、下校時刻までにおさまると予想される場合、または、帰宅することがかえって危険であると判断された場合は、学校で待機する場合があります。 原則として、地区緊急連絡網を使った電話連絡を行います。	・テレビ・ラジオ等により状況を把握し、できるだけ外出を控え、連絡ができるようにしてください。

判断の規準は、お子さんにとって危険な状態か、どうかということです。

お子さんの通学路の状況・お子さんの年齢・一緒に登校する子の有無などを考慮して判断してください。